

認定・特例認定・条例指定NPO法人に対する税制上の優遇措置

税制上の優遇措置		認定	特例認定	条例指定
① 個人からの寄附	<所得税の寄附金控除> 所得控除と税額控除の選択制 ○ 所得控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2,000円を控除した金額を総所得金額から控除 ○ 税額控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2,000円を控除した金額の40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除	○	○	×
	<個人住民税の寄附金控除> ○ 税額控除：寄附金（所得金額の30%相当額が限度）から2,000円を控除した金額の10%（都道府県民税4%＋市区町村民税6%）（※2）を住民税額から控除	○ （※1）	○ （※1）	○
② 法人からの寄附	<法人税の軽減> 一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可 ・ 特別損金算入限度：（資本金等の額×0.375%＋所得金額×6.25%）×1/2	○	○	×
③ 相続財産の寄附	<相続税の軽減> 寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
④ NPO法人自身への優遇措置	<法人税の軽減（みなし寄附金）> 収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可 ・ 損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲	○	×	×

○…税制上の優遇措置の適用あり、×…適用なし

※1…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とはならない。都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。なお、京都府は、府内の認定・特例認定法人を包括的に府民税の控除対象として指定しているため、法人からの指定申請は不要

※2…平成29年1月1日以降の寄附金から、指定都市に住所を有する者の個人住民税の税額控除率が道府県民税2%、市民税8%に改正された。（指定都市以外に住所を有する者の当該税額控除率は、現行のまま変更無し。）